

## ロートグループ腐敗防止方針

### 1. 基本的な考え方

ロートグループは、経営理念および「ロートグループ・コンプライアンス行動指針」に基づき、社会からの信頼を最も重要な経営基盤の一つと位置づけています。企業活動を展開するそれぞれの国・地域において適用される法令、規則、業界基準およびそれらを踏まえて策定した社内規程等を遵守するとともに、贈収賄その他の腐敗行為を防止し、利益相反についても適切に管理することにより、公正で透明な企業活動を実行します。

### 2. 適用範囲

本方針は、ロートグループの役員・従業員に適用します。また、取引先をはじめとするすべてのビジネスパートナーなどの第三者にも、本方針に沿った行動を求めます。

### 3. 禁止事項

ロートグループは、いかなる場合においても直接・間接を問わず、腐敗行為に関与することを許容しません。

本方針における「腐敗行為」とは、権限を濫用し、不正な利益を得ることを目的とするあらゆる行為を指します。贈収賄(過剰な接待・贈答品、リベートやキックバックの不正授受を含む)、違法又は不適切な政治献金・ロビー活動・寄附・利益相反行為、会社財産の横領行為、談合または公的關係者や取引先との癒着等による不正競争、強要、詐欺、インサイダー取引、不公平な採用、腐敗行為に関連して行われる資金洗浄等を含みます。

### 4. 腐敗防止のための組織体制

ロートグループは、役員・従業員および取引先や代理人等を含む関係者に対して本方針の周知徹底を行い、経営陣の責任のもと、腐敗防止のための実効性ある推進体制を確立します。

・腐敗防止のため、コンプライアンス推進部門や内部通報窓口を設置し、公平かつ公正な運用に努めます。重大性が高い案件はリスク・コンプライアンス委員会が調査・審議し、取締役会へ報告します。

・本方針に違反する行為またはそのおそれが認められた場合には、速やかに相談および報告が行われる体制を整備します。

・本方針に違反する疑いのある事案を把握した場合には、速やかに事実関係を調査し、その結果に基づき適切な措置を講じます。

・内部監査・リスク管理の枠組みを通じて、腐敗防止に関する取組状況を定期的・継続的に確認し、必要に応じて改善します。

### 5. 支払い記録の作成と管理

ロートグループ各社は、自社の取引に関して、事実に基づきそのすべてについて会計帳簿に正確に記録し、これらを適切に保管します。支払いは、書面契約に明記された個人または団体に対してのみ行います。

#### 6. 取引先・ビジネスパートナーへの要請

「ロートグループ CSR 調達ガイドライン」を定め、同意・承諾を取引先や代理人等との取引の前提条件とすることで、間接的な腐敗行為への関与防止に努めます。違反の事実を確認した場合は取引の見直しや停止を行います。

#### 7. 教育・研修

ロートグループは、すべての役員・従業員を対象に、本方針および関連する社内諸規程を周知徹底するなど、腐敗防止に関する教育・研修を定期的実施し、理解促進と行動の徹底を図ります。海外拠点やハイリスク部門に対しては、必要に応じて追加の専門的研修を行います。

#### 8. 相談・内部通報制度

ロートグループは、本方針に違反する行為、およびその疑いが認知された場合には、相談・報告がなされる内部通報窓口(ホットライン)およびお取引先からの相談・通報のための外部通報窓口(ビジネスパートナー・ホットライン)を設置しています。相談・報告においては匿名性を認め、また通報者および調査協力者に対する不利益な取扱い(解雇・降格・嫌がらせなどの報復行為を含む)を禁止します。

#### 9. 違反時の対応

本方針への違反が疑われる場合には、速やか且つ慎重に調査を行い、事実解明に努めます。違反が確認された場合には、原因究明および再発防止策を講じるとともに、社内諸規程に基づき、厳正に対処します。

#### 10. 継続的改善

ロートグループは、事業領域の拡大、社会の要請、国際的ガイドライン、業界ガイドライン、関連法令の改正等に応じて、本方針を定期的に見直し、改善します。

#### 関連方針・規程

- ・ロートグループ・コンプライアンス行動指針
- ・贈収賄防止規程

2026年3月26日 制定  
ロート製薬株式会社 取締役会

## 付属規程:贈収賄防止規程

### 1. 目的

本規程は、腐敗防止方針を補完するものであり、同方針に定める原則を前提として、贈収賄行為の防止をより具体的に実行するための行動基準を定めることにより、国内外における健全な企業活動を確保し、また医療機関等との関係を含む業界特有リスクに適切に対応することを目的とします。

### 2. 適用範囲

本規程は、ロートグループの役員・従業員に適用します。また、取引先その他のビジネスパートナーに対しても、本規程の主旨を理解し、これに準拠した行動を求めます。必要に応じて契約上の義務付け等の適切な措置を講じます。

### 3. 贈収賄の定義

本規程における「贈収賄」とは、業務上または職務上の判断に不正な影響を与える目的で、直接または第三者を通じて行われる、金銭、物品、接待、旅行、便益その他のあらゆる利益の提供、申し出、約束、要求、または受領をいいます。これには、不適切な政治献金、寄附、補助金、研究費、奨学寄附金の提供、ならびに不正な目的で行われるロビー活動を含みます。

本規程の対象となる相手方には、公務員、医療機関等、医療関係者、企業関係者その他の取引先を含みます。

(用語の説明)

・公務員:国内外を問わず、その形式的な身分のいかんにかかわらず、国または地方公共団体の職員、政府が所有または実質的に支配する法人・団体および国営企業の役職員、公的機能または行政上の権限を行使する者、国際機関の役職員ならびに公職の候補者その他法令上公務員とみなされる者をいいます。

・医療機関等:病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、店舗販売業、その他医療を提供する機関ならびに CRO を含む医療関連研究機関等をいいます。

・医療関係者:医療機関等に所属する、医師、歯科医師、薬剤師、登録販売者、看護師、その他の医療の担い手ならびに医学薬学系の他、理学、工学等のライフサイエンス分野における研究者をいいます。

### 4. 禁止行為

ロートグループでは、直接又は間接を問わず、いかなる贈収賄行為も行いません。医療機関・医療関係者との活動については、プロモーションコードその他の関連規程に従います。

また、従業員等は、ファシリテーション・ペイメントの要求を拒否しなければなりません。ただし、生命、身体または個人の財産に対する現実かつ差し迫った危険を回避するため、他に合理的な

手段がない場合に限り、この限りではありません。この場合、速やかに会社へ報告し、適切な記録を行うものとします。

#### 5. 贈答品、接待、ホスピタリティの基準

ロートグループでは、業務上必要かつ正当な目的に限り、企業関係者に対する贈答品等の提供を社会通念上妥当な範囲で認めています。また、透明性の確保および記録の適切な保存を徹底します。

#### 6. 研究費・奨学寄附金・学会支援等の取り扱い

研究費、奨学寄附金、学会・研究会等への支援その他の寄附・助成は、研究・教育・公益を目的とし、適正かつ透明な手続により実施しなければならず、ロートグループ製品・サービスの採用・処方・推奨その他の取引決定に不適切な影響を与えることを目的としません。

#### 7. 政治献金・ロビー活動の基準

ロートグループでは、政治献金やロビー活動は、法令・社内方針に基づき所定の承認・記録の下で適正に管理します。規制・許認可や政策決定における有利な取り扱いの獲得等の不当な便益を目的として実施しません。

#### 8. 第三者(取引先)の管理

ロートグループは、第三者に対しても自社と同等の基準を求めます。違反の疑念がある場合は報告し、また契約締結の際には、リスクに応じたデュー・ディリジェンスを実施し、取引を行う地域、評判、取引実施の適格性、公正性、透明性、対価の支払い方法・合理性、公務員等との関係の有無等の確認を行います。

#### 9. 支払い記録の作成と管理

ロートグループ各社は、自社の取引に関して、事実に基づきそのすべてについて会計帳簿に正確に記録し、これらを適切に保管します。支払いは、書面契約に明記された個人または団体に対してのみ行います。現金払い、架空請求、過大請求、第三者口座への支払いその他不透明な支払方法を用いません。

#### 10. 教育・研修

ロートグループは、すべての役員・従業員を対象に、贈収賄防止に関する教育・研修を定期的実施し、理解促進と行動の徹底を図ります。(詳細は腐敗防止方針参照)

#### 11. 相談・内部通報制度

ロートグループは、本規程に違反する行為、およびその疑いが認知された場合には、速やかに

相談・報告がなされる内部通報窓口(ホットライン)を設置します。通報者に対する不利益取扱いを禁止し、匿名での相談・通報も可能とします。(詳細は腐敗防止方針参照)

#### 12.違反時の対応

本規程に違反した場合、社内諸規程に基づき厳正に対処します。(詳細は腐敗防止方針参照)

#### 13.継続的改善

ロートグループは、事業領域の拡大、社会の要請、国際的ガイドライン、業界ガイドライン、関連法令の改正等に応じて、本規程を定期的に見直し、改善します。

2026年3月26日 制定  
ロート製薬株式会社 取締役会